

学位の種類 博士(国際文化)

学位記番号 国博第83号

学位授与年月日 平成20年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院国際文化研究科(博士課程後期3年の課程)
国際地域文化論専攻

学位論文題目 メリーランド州における奴隷制廃止と「戦時再建」
—1864年州憲法制定会議における再建ヴィジョンとその展開—

論文審査委員 (主査)
准教授 落合明子 教授 竹中興慈
教授 井川眞砂
准教授 小原豊志
准教授 野村啓介

論文内容の要旨

はじめに

本論文は、南北戦争中に連邦奴隷州として合衆国に留まり、連邦に先駆けて奴隷制を廃止したメリーランド州に注目し、州政治の動的な変化の実相を探るものである。

南北戦争(1861-1865年)といえ、アメリカ合衆国における奴隷制存続の是非を巡る戦いであったという理解が一般的であるが、戦争勃発当初の対立構図を見る限り、その理解は必ずしも正確とはいえない。南部奴隷州の分離独立行動に対して、武力を以って阻止することを試みた連邦側の陣営に、幾つかの奴隷州が加わっているからである。本研究が注目するメリーランド州も、そうした州内に奴隷制を保持しつつも連邦側に留まった州、即ち連邦奴隷州の一つである。地理的に南北の境界線上に位置する連邦奴隷州にとって、共和党のリンカンが大統領に選出されたことや、南北戦争が勃発したことは、必ずしも奴隷制の命脈が絶たれたことを意味しなかった。とはいえ、1863年1月1日にリンカン大統領が奴隷解放宣言を發布し、更には戦争も終局を迎えた1865年1月31日

に合衆国憲法修正第13条（奴隷制廃止条項）が連邦議会を通過したことも事実である。これらを鑑みれば、南北戦争は長期化する過程で当初の目的が変化し、結果的に奴隷制廃止の是非を問う戦いとなったと見る方がより正確なのである。

こうした南北戦争の進展に伴う奴隷制問題の展開を最も如実に物語っているのが、メリーランド州の情勢変化であろう。それというのも、奴隷制を保守すべく連邦側に留まったはずの同州は、他の連邦奴隷州に先駆け、戦時下の1864年11月1日に新たな州憲法の制定を以って、奴隷制の即時無償廃止に踏み切ったからである。この決断から、共和党リンカン政府が奴隷制問題において方針を転換したことにメリーランド州がいち早く応え、従来の奴隷州としての「南部的」な政治的アイデンティティから、「北部的」なそれへと変化させたと解釈することもできるであろう。

しかしながら、奴隷制の廃止が実現し、南北戦争が終結すると、メリーランド州の政治は急速に「北部的」な色彩を失っていく。奴隷制廃止を推進した政治勢力が弱体化する一方で、その対抗勢力であった民主党が1866年11月には州政治を牛耳ることに成功し、北部が主導する連邦政治の南部再建政策とは相反する政治方針を掲げていくのであった。

以上のような南北戦争から再建初期におけるメリーランド州のダイナミックな情勢変化を一瞥しただけでも、次のような素朴な問いが浮かぶ。それは、連邦奴隷州であった同州の政治はなぜ戦時下に奴隷制の即時無償廃止に踏み切ったのであろうか、そして、それにもかかわらず、なぜ戦後間もなくして州政治は「反動化」したのであろうか、という問いである。本論文では、こうした問いを念頭に置いた上で、同時期の史的文脈に即しつつ、奴隷制廃止を契機とした州再建のヴィジョンの内容を検討すると共に、そのヴィジョンの実現可能性について奴隷制廃止後の州社会の状況や再建の進展を追いながら検証することを、大きな課題とした。またその際の主たる考察対象は、奴隷制廃止の州憲法明文化を実現し、州社会の将来像に関する広範な議論が交わされた1864年州憲法制定会議であった。

具体的に同会議の審議を分析するにあたって留意した点は、「戦時再建」という南部再建の一面に内在した状況的制約であった。戦時下で奴隷制廃止を契機とする再建作業に着手した地域は、メリーランド州の他にも連邦軍の占領地であったルイジアナやテネシーなど、幾つかの地域が挙げられる。いふならば、これまで戦後処理と位置付けられてきた連邦政府主導の「再建」は、既に戦中から始まっていたのである。近年の研究において、この戦中の再建政策は「戦時再建」と分類され、戦後の「再建（「大統領による再建」とその後の「議会による再建）」とは目的や性格が異なっていたことが指摘されている。即ち、「戦時再建」ではあくまでも内戦の効果的遂行が上位目的とされ、奴隷制廃止を含めた再建作業はその下位目的に過ぎなかったのである。もちろん、メリーランド州は自発的に奴隷制を廃止したのであり、その政治的な意思決定において連邦政府から自律してはいたが、一方で連邦奴隷州として内戦を戦う限り、「戦時再建」の枠組みから完全に自由で

はなかった。1864年州憲法制定会議で示された州内の再建ヴィジョンについて歴史的理解を深めるには、こうした「戦時再建」の状況的制約に即して検討することが欠かせない。

ところで、序章では、研究史の整理を二つの観点から行った。一つは南北戦争・再建期研究の全体的な動向における本研究の位置付けというマクロの観点から、いま一つは、メリーランド州の奴隷制廃止や再建政治を取り扱った研究の批判的検証というミクロの観点からである。

まず、南北戦争・再建期研究の全体的な動向に本研究を位置付ける上で重視したのは、1988年に出版されたエリック・フォーナーの『再建』以後の研究動向である。『再建』が20世紀初頭以来の研究史上で画期をなす点は、合衆国社会の情勢変化に左右されてきた従来の研究潮流の「現在主義」的な傾向から脱却し、19世紀の合衆国の史的文脈に即しつつ、南北戦争・再建期の時代像を描き出した点であった。即ち、彼は、南北戦争・再建期のダイナミックな時代状況に注目し、同時期を、政治や労使関係、また人種関係などの様々な側面において「変革」の要素と「保守」の要素が複雑に絡み合い、互いにしのぎを削った「闘争の時代」と位置付けたのであった。

こうしたフォーナーの理解は、メリーランド州における奴隷制廃止を契機とした再建政治を検討する上でも極めて重要である。先述したように、同州は南北戦争から再建初期にかけての数年間に、州内で「南部的」性格と「北部的」性格が相克し、州政治が激変するというダイナミックな状況変化を経験しているからである。まさしく同州の情勢変化は「闘争の時代」を体現しているのであった。この点で、本研究は、近年の研究動向に沿いつつ、フォーナーが提示した時代像をミクロレベルで検証するものである。

更に、1990年代以降の研究で本研究が重視したのは、南北戦争・再建期を通じた連邦政治の潜在的な不安定性に注目した研究と、敗戦後の南部白人の北部再建勢力に対する暴力的抵抗に注目した研究である。あえて単純化すると、南部再建が「挫折」した要因を、前者は連邦政治（北部側）の失策に求め、後者は南部側の執拗な暴力的抵抗に求めており、この点で両者の解釈は極めて対照的である。本研究がこれらの研究を重視する最大の理由は、研究成果を南北戦争・再建期の包括的理解のなかに位置付けるために他ならない。「北部的」性格と「南部的」性格がせめぎ合い、最終的に「南部的」性格を代弁する民主党が「復権」を果たすメリーランド州内の情勢変化は、まさに連邦レベルの情勢変化の縮図といっても過言ではないであろう。こうしたことから、「再建」の「挫折」の原因論を巡る最新の研究動向にも注意を払いつつ、メリーランド州の情勢を考察する。それによって、最終的に合衆国史全体における南北戦争の意義や、「挫折」と評価される南部再建の総合的理解についても若干の論及を行いたい。

他方、メリーランド州の奴隷制廃止や再建政治を取り扱った研究動向に目を向けると、まず以って、研究自体が活発でないことに加え、その研究成果もフォーナー以前の理解に留まっていることが指摘できる。その代表例として挙げられるのは、1960年代の公民権運動の隆盛を背景として、奴

隷制廃止の実現を「重大な革命」と評したチャールズ・L・ワガントの研究や、1970年代の合衆国社会に蔓延した人種問題を巡るシニシズムを背景として、南北戦争前夜から再建期を通じた民主党支配の「連続性」を主張したジーン・H・ベイカーの研究である。これらの研究成果に「現在主義」の視点が内在していることは指摘するまでもないが、両者に共通する最大の問題点は、奴隷制廃止や再建政治について白人側の政治的利害や党派対立にのみ固執し、奴隷制廃止に伴う人種関係の再編という問題に殆ど注意を払っていない点である。

本研究では、こうした先行研究上の問題点を克服する上で、1864年州憲法制定会議の分析を二つの側面から行うことにした。一つは、ワガントやベイカーの研究で指摘される白人側の党派対立を中心とした理解を批判的に検証すること、即ち、奴隷制廃止を契機とした政治的再建のヴィジョンを「戦時再建」の状況的制約に留意しつつ検討することである。そしていま一つは、ワガントやベイカーの研究で見過ごされてきた人種関係の再編に焦点を当てること、即ち、1864年州憲法制定会議における奴隷制廃止推進勢力の人種関係の再編ヴィジョンを検討することである。

とりわけ、人種関係の再編ヴィジョンに関しては、「自由労働思想」と関連させて分析する。フォーナーの1970年の研究（『自由な土地・自由な労働・自由な人間』）以来、南部再建に対する北部側の思想として先行研究上で定着した感のある「自由労働思想」であるが、後に彼自身が指摘しているように、その意味内容は南北戦争・再建期には依然として一義的ではなかった。また黒人の視点から、主に南北戦争後のメリーランド州社会における人種関係を検討したバーバラ・J・フィールズやリチャード・P・フュークの研究から明らかなように、「自由」の概念自体が人種間で異なっていたことが、人種関係の行方を大きく作用した。まさしく、南北戦争・再建期においては「『自由』それ自体が闘争の領域となった」のである。同州における人種関係の再編ヴィジョンを、こうした「自由労働思想」の歴史的変遷に留意しつつ検討することで、それが最終的に破綻を来す要因に関する歴史的な理解も、より一層深まるものと思われる。

以上のような先行研究の成果を踏まえて、本研究では、特に奴隷制廃止後の政治的再建ヴィジョン及び人種関係に関する再建ヴィジョンの構築と展開に注目しながら検討を進める。この作業を通して、1864年の時点において奴隷制廃止を実現したことの意義や、戦後すぐに民主党が復権する要因を、同時期の史的な文脈に即しつつ明らかにしたいと考えている。またここから、アメリカ合衆国史において南北戦争・再建期とは如何なる時代であったのか、といった時代評価の問題に対しても答えていきたいと考えている。

なお、一次資料としては、1864年州憲法制定会議の会議録や連邦議会の議事録が主になるが、州内外の社会情勢を知る上で、同時代に発行されたジャーナル（新聞、雑誌）も若干用いた。

第一章：奴隷制廃止の背景－アンテベラム期から南北戦争初期にかけての州内の諸状況－

本章では、メリーランド州で奴隷制廃止が実現する歴史的背景について、ひとまず植民地期にまで遡って考察を始めた。それは、州内の各地域が独特な社会経済を形成し、政治的利害も多様化したことが、奴隷制廃止を推進する政治勢力の出現に深く関係していたからである。但し、留意すべきは、こうした政治勢力があくまでも南北戦争勃発後に出現したことである。確かに、アンテベラム期を通じて、奴隷人口は相対的に減少傾向を示し、その一方で自由黒人人口が増加の一途を辿るなど、同州の奴隷制は磐石とはいえなかった。また、ボルティモア市を中心とする北西部では、賃金労働者が主要労働力となって商業、工業、農業が発展するなど、自由労働社会が実質的に形成されつつあった。しかしながら、南北戦争前夜に至るまで、メリーランド州の政治は一貫して「奴隷主権力」の影響下にあり続けた。

例えば、第二次政党制の崩壊を発端とした州内の政治勢力の再編過程において、奴隷制の存在を政治問題化する政党が現れることはなかった。大規模奴隷所有者層を支持基盤とする民主党と激しく対立した「ノーナッシング党＝アメリカ党」ですら、「奴隷制反対」の姿勢を明確に否定した。同党は、急増する移民の排斥を標榜し、主に北西部の白人中産階級を支持層に取り込むことで勢力を拡大したが、北部諸州のように「奴隷制反対」を掲げる共和党に合流することもなく、一貫して奴隷制を支持したのであった。但し、同党は、奴隷制の存続に対しては肯定的であっても、「奴隷主権力」が州政治を牛耳ることに對しては否定的な立場を採った。要するに、南北戦争前夜の州政治における最大の争点は、あくまでも奴隷制社会という政治的枠組みのなかで、地域間や階層間での利害関係を如何に調整していくのか、という問題であった。

ところが、南北戦争が勃発すると、こうした奴隷制を基盤とする政治的枠組みが崩壊し始める。まず開戦を契機に、州内の政情不安を懸念した連邦政府は軍隊を同州に駐留させ、南部連合支持者（主に民主党支持層であった奴隷所有者）を取り締まった。これによって、民主党勢力が急速に衰えると共に、州内の政治勢力の再編が起り、その後の州政治は超党派の政治家が結集した連邦党に主導されることになる。連邦奴隷州という政治的立場を代表し、北西部を主な支持基盤とした連邦党は、開戦から一貫して奴隷制問題に対する不介入の立場を採り、戦争目的を「連邦の維持」とすることで、党内結束を図った。この方針は、開戦当初の連邦政府の姿勢とも合致していた。

しかしながら、当初の予想を超えて戦争が長期化し、まさに内憂外患に陥った連邦政府は、1862年春頃から奴隷制問題に対する方針を転換することで事態の打開を図り始めた。即ち、戦争の目的を従来の「連邦の維持」から「奴隷制廃止」へと転換したのである。このことで連邦党は大きく動揺し、党内ではあくまでも奴隷制問題への不介入を主張する保守派と、連邦政府の姿勢転換に同調する急進派との間の対立が表面化した。また保守派の一部は、東部・南部で勢力を保持していた民主党と合流し、連邦党急進派との対決姿勢を強めた。とはいえ、戦時下において州政治の最大の課

題は戦争の効果的遂行であり、この点で「南部連合支持者」の烙印を押された民主党の勢力拡大は容易ではなかった。他方で、連邦党内では、内戦の構図を政治的に利用して主導権を握った急進派が、主に北西部を地盤として勢力を拡大し、やがて奴隷制廃止の方針を党是とすることに成功する。果たして、1863年11月の州選挙で大勝した連邦党は、奴隷制の保障を謳った1851年州憲法の改正を目指して、州憲法制定会議の招集を要求したのであった。

第二章：政治的再建のヴィジョン－1864年州憲法制定会議における党派間対立を中心に－

本章では、1864年州憲法制定会議において連邦党代議員が示した政治的な再建ヴィジョンに注目した。具体的にいえば、彼らは州内の奴隷制を如何なる動機と目的の下で廃止し、その後の州政治のあり方を如何に描いていたのかという点について、連邦レベルで展開した「戦時再建」という政治的枠組みの特質と関連付けながら検討を行った。取り扱った審議は、奴隷制廃止条項の他に、議席配分基礎人口条項や忠誠条項など、アンテベラム期以来の州政治の枠組みに変化を迫る内容を含んだ条項であった。

奴隷制廃止条項の審議において顕著であった連邦党代議員の主張は、アンテベラム期の州政治に影響力を持ち続けた「奴隷主権力」への反発であった。経済の停滞や社会的流動性の低下、また政治支配層の固定化など、奴隷制の存在が州社会全体に及ぼす弊害を、連邦党代議員たちは鋭く批判したのである。逆に彼らは、奴隷制を廃止して自由労働社会へ完全に移行すれば、メリーランド州の繁栄は約束されるという主張を展開した。しかも、この「移行」が一刻の猶予も許されないものであるという彼らの考えは、奴隷制廃止を即時無償という方法によって実現するべきという訴えから読み取ることができた。「奴隷主権力」から即刻脱却することが、連邦党代議員の最大の目的であったのである。

また、連邦党代議員は、自由労働社会を建設する「担い手」として自らを位置付け、勢力基盤を強化する方策を次々と講じた。このことは、議席配分基礎条項や忠誠条項、更には従来の行政機構の改編を巡る審議で明らかとなった。しかしながら、こうした瞥見の限りでの党派争いのような構図は、南北戦争下の混乱状況や連邦レベルで展開した「戦時再建」の状況的制約を踏まえて理解することが不可欠であった。連邦と州の両レベルにおいて、戦時下の最大の政治課題は、内戦の効果的な遂行であった。奴隷解放宣言や「10パーセント・プラン」は、戦争目的となった奴隷制廃止を南部に根付かせるための方策であったかに見えるが、その背後には、戦局の好転と一刻も早い内戦の終結という大目的があった。即ち、あくまでも戦争の効果的遂行を上位目的として、奴隷制廃止や反乱首謀者に対する懲罰という下位目的があったのである。

先の連邦党の党派的姿勢を、こうした「戦時再建」の特質と関連させて考えた結果、次のような解釈が導き出された。即ち、戦時下の州政治を主導する連邦党の最大の脅威は、南部連合の支援者

や従軍者を支持層とする民主党が州政治の実権を握ることであった。従って、アンテベラム期に民主党勢力を制度的に支えていた政治機構を改編すること、及び直接的手段によって彼らの勢力の弱体化を図ることが、内戦の効果的遂行という点から必要とされたのである。このように、連邦党代議員の政治的な再建ヴィジョンは、アンテベラム期と南北戦争期の各々の州内事情が複雑に絡むなかで、現実的な対処を迫られることにより形成されたものであったといえる。

第三章：人種関係の再編ヴィジョン－奴隷制廃止後の黒人処遇を巡る諸議論を中心に－

第三章では、1864年州憲法制定会議で連邦党代議員が示した人種関係の再編ヴィジョンを考察した。まず、彼らの基本的な人種観は、「生物学的な人種同質論」に基づいていた。この点で、生物学的なレベルでの人種劣等論を展開していた民主党とは明確に立場が異なっていた。しかしながら、そもそも彼らは黒人たちに政治への参画を認めていなかった。ながく隷属の身分に置かれていた黒人たちは、「本質的な意味」においては白人と平等であっても、「市民」として権利を得る段階に依然として到達していないという見解が、彼らの支配的な見方であったからである。ここで注目すべきは、連邦党代議員のそうした姿勢が、彼らが内面化する「自由労働思想」に即していた点である。彼らの想定する自由労働社会とは、基本的には「カラー・ブラインド」の社会であったが、同時にそれは実質的に人種別に「階層」化された社会でもあった。彼らの論理に従えば、「自由労働者」としての経験が不足している黒人たちは、白人が占める「支配階層」に集団として参入できるほど社会経済的に向上してはいないのであった。

また、連邦党代議員は、奴隷制廃止を契機として異人種間混淆の危険性が高まることを懸念する民主党に対して、逆に奴隷制を廃止し、自由労働社会を建設すれば、人種間の「階層」分化が進行し、その危険性は低下すると主張した。こうした「階層」ごとの「棲み分け」が定着した州社会の実現を前提とした上で、黒人たちが勤労や節約といった労働規範を身につけ、「自由労働者」として白人州民との関係を築くというヴィジョンを、連邦党代議員は描いていたのである。

とはいえ、奴隷制廃止後に黒人たちが据え置かれるべき「自由労働者」の定義が、連邦党代議員の間で依然として曖昧であったことも、彼らのヴィジョンを考察する上で重要であった。とりわけ黒人徒弟条項を巡る審議において、それは浮き彫りとなった。それ以前の審議では、連邦党代議員たちはほぼ一致して、黒人に対する制度的な規制を設けることに反対していた。例えば、黒人教育では前向きな姿勢を示し、「自由労働者」の確立という点においては、「カラー・ブラインド」な立場を採っていた。しかしながら、黒人労働力の確保手段ともなり得る黒人徒弟制に関しては、その憲法成文化に対して連邦党代議員の多くが賛成の姿勢を示したのであった。

このことは、確かに彼らの人種主義的な姿勢に因るところもあったが、それと同時に、黒人の現状に対する認識において彼らの内部で温度差があったことが大きく作用していたといえる。彼らの

多くが、財産も技術も持たない黒人たちを自由労働社会に再編していく上で、黒人徒弟制という「積極的是正措置」が必要であると考えたのである。この考えは、民主党代議員が採っていた人種主義的なパターナリズムの立場と比べた場合、「自由労働者」形成のための「手段」として黒人徒弟制を捉えていた点で異なっていた。しかし、黒人徒弟制に反対する連邦党代議員も存在し、具体的に如何にして黒人たちを「自由労働者」として確立させるのかという点で、連邦党は党としての統一見解を出せなかったのである。こうした黒人に対する姿勢の揺らぎから、連邦党代議員の「自由労働思想」が一義的ではなかったことが窺える。更に、先の政治的な再建ヴィジョンと比べた場合、人種関係の再編ヴィジョンは、連邦党代議員の間で「カラー・ブラインド」の自由労働社会という合意は形成されつつも、その具体像は統一性を欠いていたといえる。

第四章：奴隷制廃止後の州社会の展開－「大統領による再建」における政治状況と労働状況－

本章では、1864年州憲法制定会議で示された州再建の諸ヴィジョンのその後の経緯を考察した。メリーランド州では、自由労働社会の建設の為に民主党勢力を押さえ込む具体的方策が採られるなど、連邦政治の状況と比べて、「先進性」が窺えた。しかしながら、結論からいえば、南北戦後に急展開した連邦政治の影響や州内における人種関係の悪化の影響を受けて、再建ヴィジョンが実現される可能性は急速に低下していった。その要因は、まず戦後の州政治が、「戦時再建」から「大統領による再建」へと変化した連邦政治に大きく翻弄されたことであった。終戦前夜の連邦政治においては、奴隷制廃止の方向性が確認されたのみで、具体的な南部再建政策は全くといってよいほど用意されてはいなかった。その結果、戦時下の州政治に見られた「先進性」は、南北宥和が推進された「大統領による再建」という戦後政治の局面において、州内の有権者はいうまでもなく連邦党の保守派からも「急進的」に過ぎると批判を受けることになった。戦時下の州政治で連邦政府への忠誠を貫いてきた連邦党急進派にとって、この事態は大打撃となり、これを契機に党内の結束も急速に弛緩した。そもそも超党派の政治集団という性格が強かった連邦党の潜在的な脆弱性が、再建政治の動的な変遷のなかで顕在化したのである。以後、モントゴメリー・ブレアを中心とした同党の保守派が、ジョンソン大統領が推進する政党制の再編に深くコミットする一方で、急進派が共和党との協調を模索するなど、連邦党は分裂したのであった。

こうした連邦党の内部分裂が民主党の復権に作用したことは間違いないが、それと同時に、戦後の州社会における人種関係の悪化という事態を、そのもう一つの要因として挙げることができた。奴隷制廃止後の州内において、1864年州憲法制定会議で連邦党が示した人種関係の再編ヴィジョンを具体的に実践していく主体となったのは、解放民局であった。彼らは連邦党急進派の政治家と緊密な関係を築きながら、解放黒人労働者と白人雇用者の間での労働争議や、黒人徒弟制問題に積極的に介入し、黒人たちを「自由労働者」とするために尽力した。しかしながら、低迷が続く州経済

や根強い白人州民からの反発、更には解放黒人との間で「自由労働」の認識が異なっていたことなど、様々な理由によって彼らの努力が実を結ぶことは極めて稀であった。彼らが想定していた「カラー・ブラインド」の自由労働社会は、急速に「人種化」していったのである。また、黒人徒弟制問題の展開についての検討で明らかにしたように、連邦党急進派の政治家が白人徒弟主と対峙する上で最も痛感したことは、1864年州憲法制定会議では等閑視された、黒人の法的処遇を確立することであった。戦後の州社会において、単に理念的な「正当性」を説くだけでは人種間に生じた軋轢が決して解消しないことを、彼らは身を以って悟ったのである。然るに、州政治では民主党が復権を果たし、連邦党が示した再建ヴィジョンの全面的な修正ともいえる新州憲法の制定に動き出しており、連邦党急進派の反省がそこに活かされる余地など残されてはいなかった。以後、メリーランド州では、黒人の法的平等を保障する上で重要であった合衆国憲法修正第14条、第15条の批准が拒否されるなど、かつて連邦党代議員がナイーブに実現を信じた「カラー・ブラインド」の自由労働社会は、見果てぬ夢となったのであった。

結論

以上の考察から、南北戦争・再建期におけるメリーランド州の政治状況は、極めて動的なものであったことが明らかであろう。連邦奴隷州という政治的地位の選択とそれに続く民主党の衰退、連邦党の台頭と他の連邦奴隷州に先駆けた奴隷制廃止の実現、そして戦後間もなくしての連邦党の崩壊と民主党の復権など、僅か7年足らずのうちに、州政治における主導権の担い手は目まぐるしく入れ替わった。この急激な変化に多大な影響を及ぼしたのは、いうまでもなく南北戦争であり、また「戦時再建」という連邦政治の一局面であった。戦争が当初の予測を遙かに超えて規模を拡大していくなかで、連邦と州の両レベルの政治は、あくまでも内戦の効果的遂行を最大の目的としつつ、直面する様々な問題への対応を迫られたのであった。メリーランド州における奴隷制廃止についての歴史的理解は、こうした南北戦争下で展開した「戦時再建」の特質を踏まえた上で行なわれるべきである。確かに、連邦党代議員が示した政治的な再建のヴィジョンや人種関係の再編ヴィジョンは、その後の州内状況を鑑みれば、多くの問題を孕むものであり、また実現可能性も低かった。しかしながら、戦時下であった1864年の時点に立って考えれば、連邦レベルにおいても辛うじて奴隷制廃止の方向性が定まったばかりで、いわんやその後の再建ヴィジョンについては全くの暗中模索の段階であった。こうしたなかで、メリーランド州が、ある意味で連邦政府に先駆けて奴隷制廃止を実現させ、州社会全体に変革を迫る再建のヴィジョンを提示したことは、同時期における「先進性」を示していた。

しかしながら、戦後すぐに民主党が復権したことから、先行研究では、同州の奴隷制廃止や再建は、アンテベラム末期以来の州政治における本質的な「連続性」という観点から捉えられてきた。

この点に関しては、終戦前夜から「大統領による再建」にかけての動的な史的文脈に即して再検討されるべきであることを、本論文を通じて明らかにした。先述したように、1864年州憲法制定会議において連邦党代議員が示した「先進性」は、リンカンの暗殺後、ジョンソン大統領が南北有和を推進する政策を採り始めたことで、逆に「急進的」と問題視され始めた。これに応じて、連邦党の保守派がジョンソンの第三政党確立の動きに積極的に協力し、州内政治勢力の再編を目指すなど、メリーランド州の政治は、南北戦争勃発直後のように、再び流動化した。少数派となった連邦党の急進派は、共和党との協調を模索しながらも、保守派に対する有効な対抗策を示すことができなかった。このことは、連邦レベルにおいて、議会共和党が1866年春頃まではジョンソンに対する対決姿勢を鮮明にすることに躊躇していたことと関連していた。従って、民主党の州政治における復権とは、彼らの戦前から戦後にかけての勢力維持に因るのもであったというよりも、「大統領による再建」という時代状況に州政治が大きく翻弄された結果であったと見る方が、妥当といえる。

南北戦争・再建期におけるメリーランド州の政治状況に注目することで、改めて明らかになったのは、アメリカ合衆国史における南北戦争とその後の「再建」という時代が、極めて動的な状況変化を繰り返し経験した時代であったということである。恐らくそれは、同時期に生きた人々の想像を遥かに超えたものであった。南北戦争が勃発した時点では白人の大多数が予想しなかった奴隷制廃止が実現したこと、またそれによって黒人の法的処遇という新たな問題が南部再建の問題と密接に関連しながら浮上したことなど、矢継ぎ早に起こる想定外の事態に対して、同時期の政治は対応を迫られた。その対応の一つ一つが、多様な「状況的制約」のなかで政治的にも人種的にも一貫した長期的ヴィジョンに基づいて行なわれたわけでは必ずしもなかったことは、メリーランド州の事例からも窺い知ることができる。このような近視眼的状況のなかで、いわゆる「保守的性格」と「革新的性格」が、各々の意味内容すらも変質させながら相克し、社会の再編が進められていった点にこそ、南北戦争・再建期の時代的性格が求められる。

論文審査結果の要旨

本論文が考察対象とするメリーランド州は、アメリカ合衆国の北部と南部の境界に位置し、奴隷州でありながら南北戦争中（1861-65年）は連邦に留まり、連邦政府に先駆けて1864年に自発的に奴隷制を廃止した。しかし、奴隷制の廃止を推進した連邦党は戦後数年で州政権を追われ、奴隷制を擁護した民主党が復権するという急展開を同州は経験した。本論文は、南北戦争・再建期は極めてダイナミックな状況変化を繰り返し、諸集団が利害を巡って相対立した「闘争の時代」であったとするE・フォーナーの解釈に立脚しつつ、同州における奴隷制の廃止過程およびその後の州再建ヴィジョンの展開を検討し、同州の州政治の実相を探ろうとするものである。

第一章において南北戦争前の同州の政治的・社会経済的状况を概観した後、第二章および第三章は、1864年州憲法制定会議における奴隷制廃止および州再建の諸政策を巡る議論を考察対象とし、連邦党が主張した政治的な再建ヴィジョンと人種関係の再編ヴィジョンを具体的に分析した。第四章では、奴隷制廃止後の州社会の実態を、終戦前後の連邦政治および州内の人種関係を視野に入れつつ検証した。このような考察を通じて、本論文は、同州が「戦時再建」という状況的制約の中で自由労働社会の建設を念頭に奴隷制を廃止し、州社会全体に変革を迫る再建ヴィジョンを提示したことに「先進性」を見出し、これを評価した。しかし他方で、その再建ヴィジョンの根底にあった自由労働思想自体が多義的で人種主義も内包していたために、黒人の自由労働者としての地位の確立にまでは至らなかったことを明らかにした。また、同州で連邦党が失権した最大の要因として、戦後の「大統領による再建」に州政治が大きく翻弄されたことも本論文は指摘している。

本論文は、1864年メリーランド州憲法制定会議の議事録を中心に一次資料を丹念に検証することにより、南北戦争・再建期という時代の評価にまで踏み込んだ意欲的な論文である。本論文で示された「新たな知見（独創性）」として、1) 境界州における奴隷制廃止問題を取り上げ、南北対立という分析軸に囚われていた先行研究の克服を試み、フォーナーの解釈を州というミクロレベルで綿密に検証している点、2) 南部白人の自由労働思想に着目し、その先進性と限界を明確にした点が挙げられる。フォーナーの解釈を発展させ、「史的ダイナミズム」という新しい視点の導入を試みている点も評価できるが、一部説明が十分ではなかったことが惜しまれる。技術的なミスもやや目立った点も課題であろう。とはいえ、本論文の執筆を通じて執筆者の学問的成長は目覚しく、これらの課題は今後改善されるものと思われる。

以上を踏まえ、本論文は博士論文として必要な水準に達していると認められると同時に、執筆者が自立して研究を行うに足る高度な研究能力と学識を有するものと判断された。よって、本論文は、博士（国際文化）の学位論文として合格と認める。